

【農林・地域活性化 農林 21】

事項名	中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加
規制・制度の概要	<p>・ 中小企業信用保証保険法においては、農業・林業・漁業を対象業種から除外している。</p> <p>&lt;根拠法令&gt;          中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令第1条</p>
改革の方向性（当初案）	<p>・ 近時、農業以外の業種の中小企業が農業分野に進出しようとするケースが多いが、農業以外の資金については経済産業省が所管する中小企業信用保険制度、農業分野の資金については農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくいとの指摘がある。また、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資（農協・銀行等が行う融資に国等が利子補給を行うもの）や農協融資に限定し、銀行のプロパー融資には実態として利用できない等の指摘もある。したがって、中小企業が農業等に進出する場合において、利用者利便性の向上等を図る観点から、中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加することを検討する。</p>
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>&lt;経済産業省&gt;          両制度が煩雑でわかりにくいものであれば、両制度において、引き続き、よりわかりやすい形での広報が必要。一方で、規制要望の原点が、農林信用基金協会や農林水産業信用保証保険制度であるならば、まずは、農水省所管における同制度をしっかりと使いやすいものにしていただくことが重要。また、銀行のプロパー融資等が利用できない問題は、農林水産業信用保証保険制度の固有の問題であり、中小企業信用保険制度における問題ではない。利用者利便性の向上を図るのであれば、まずはこうした具体的な農林水産業保証保険制度</p>

	<p>の課題について改善を促すべきである。</p> <p>&lt;農林水産省&gt;  銀行のプロパー融資についても、農業者等に対する農業信用保証保険制度等の利用は可能である。</p> <p>また、2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようにしたところ。</p> <p>近年調達先の多様化ニーズを踏まえて、農業信用基金協会と銀行等の契約締結を推奨し、取扱銀行等は増加中(19年3月51件→22年9月145件)であり、引き続き関係者への制度の普及に努め、利用者の利便性確保を図って参りたい。</p>
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>&lt;経済産業省&gt;  協会間の更なる情報連携強化や、中小保険制度や中小企業信用保証協会における制度設計やノウハウを農林水産業信用保証保険制度に提供。</p>
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が金融機関から借入れをする場合に利用できる信用保証事業としては、農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度(「農林水産保険」)と経済産業省が所管する中小企業信用保証制度(「中小保険」)が存在する。ただし、農林漁業は、中小保険による保証の対象外業種である。</li> <li>・ 中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業以外の資金については中小保険、農業分野の資金については農林水産保険と2つの制度を併用しなければならない。しかし、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資や農協融資に限定し、銀行融資が対象にならないことがあり、農業へ進出しよう</li> </ul>

削除: 水産

	<p>とする中小企業が従来からつきあいのある銀行等から融資を受けられず、新規参入時の円滑な資金調達が阻害されているとの指摘もある。また、銀行が農林水保険の対象となる場合でも、申請等の事務手続きや条件が異なるうえ、どちらの保険が対象となるかが不明確な場合（農業生産の一部は製造加工業（もやし栽培業、キノコ生産等）として、中小保険が対象。申請者が個別に相談し、両制度で調整。）があるとの指摘もあり、利用者の利便性が損なわれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようになったところであるが、対象保険金額は2億円以上であり、新規参入者は対象とはなり難い。また、農林水保険の取扱銀行等は増加しつつあるものの、上記のとおり、地域によっては参入を阻害されているとの指摘もあることから、さらなる改善が必要である。</li> <li>・ また、中小保険においては、各債務者の経営内容に基づき、9段階で保証料率を設定しているが、農林水保険においては、貸付商品毎に保証料率が一律であり、事業のリスクに応じた保証料の算出となっておらず、農林水保険制度におけるコストの合理化や利用者の経営改善努力が図られない。</li> <li>・ 以上の課題を鑑み、中小企業信用保険制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加するべきである。</li> <li>・ かかる改善が実行されるまでの間、まずは農林水保険と中小保険の連携強化、農林水保険への銀行等の参入促進強化等を図るべきである。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状、農業、林業、漁業は、業種ごとに農林水保険が存在しているが、地方においては、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要</li> </ul>

削除：農業信用保証保険制度等

	<p>な産業であり、これらに対する円滑な金融を確保する観点から、<u>中小保険の対象業種に農業等を追加すべきである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近、他の業種の中小企業が農業分野に進出するケースが増えており、利便性の向上が急務である。</li> <li>・ 農協以外の金融機関では<u>農林水保険の取扱い</u>が十分普及しているとはいえない状況にあり、また、企業の農業経営においては、仕入れ・加工・販売時に農協と競合することなどから、農協から融資を受けることも難しく、金融機関を自由に選択する余地が少なくなっている。</li> <li>・ 去る6月18日に閣議決定された新成長戦略において、農林水産分野の成長産業化が謳われている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、<u>中小保険の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</u></li> </ul>
改革案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加すべきである。【平成23年度中措置】</li> </ul>

削除: 企業信用保険制度

削除: し、制度の一本化を図る

削除: 農業信用保証保険制度

削除: 企業信用保険制度

【農林・地域活性化 農林 22】

事項名	国有林野事業の更なる民間委託の促進
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野事業については、民間事業者の能力を活用しつつ、国有林野事業を効率的に実施するため、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うこととしている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野事業の改革のための特別措置法第7条</li> </ul>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野事業については、路網整備・伐採等の施業を民間に委託しているが、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと、との指摘もあると聞いている。国有林野事業については、累積債務の解消が課題であることから、経営全般の民間委託等を検討し、民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みを導入すべきである。</li> </ul>
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野事業特別会計については、10月30日に、行政刷新会議による「事業仕分け」が実施されたところであるが、評価結果は、国が国有林野を引き続き管理経営していくことを前提として特別会計を一部廃止して一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持するというものであったところである。</li> <li>・ 一般会計化後においては、民主党政権の重要政策で新成長戦略として閣議決定された「森林・林業再生プラン」を推進するため、国有林は、民間の林業事業者と競合する国営企業としてではなく、国有林の資源を活用した地域材の安定供給など民間事業者を支援する役割を果たしていく必要がある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、既に、民間による実施が可能な伐採、造林、路網の設置などの実施行為に関しては、ほぼ100%外部委託かつ一般競争入札（原則として総合評価落札方式）により実施するなど、これまでも民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みはすでに導入しているところである。コスト縮減には、今後も取り組んでいく考え。</li> </ul>
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度より、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定。</li> </ul>
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野事業については、国有林野事業の改革のための特別措置法に基づき、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者へ委託しているところ、国民負担軽減の観点から、コスト削減への継続的取組みが求められる。</li> <li>・ 一方、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと指摘もあると聞いている。</li> <li>・ 平成23年度より、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定のところ、当該実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般の包括的な民間委託等を検討し、このことと現行の事業実行方式を比較衡量し、国としての適切な経営の確保や民間の創意工夫・競争によるコスト削減の効果を検証し、今後の国有林野事業の在り方の検討に資す</li> </ul>

	<p>るため、包括的民間委託のモデル事業を実施すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の経営手法を活用し、森林に関する計画・施業・搬出までを一体的に取扱うことにより、国有林野事業のさらなるコスト削減が見込まれる。</li> <li>・ 委託を受けた民間事業者が、近隣の山林も含めた効率的な大規模経営を行うことが可能になり、山林の整備の促進及び事業者の成長が期待できる。</li> <li>・ 一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表を行うことにより、国有林野事業の改革、効率化につながる。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者の創意工夫・競争により、更なる国民負担軽減を図る観点から、間伐事業等の実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般を一括して民間委託する一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表すべきである。【平成 23 年度モデル事業開始、平成 24 年度中評価・検証・公表】</li> </ul>

削除: や

【農林・地域活性化 農林 23】

事項名	保安林制度にかかる指定施業要件の変更の簡素化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林制度の指定施業要件の変更については、利害関係を有する者等が、指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林水産大臣または都道府県知事に申請し、保安林の指定目的に支障を及ぼすことがないと認められた場合に、指定施業要件を変更することができる。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第 33 条の 2 第 1 項及び第 2 項</li> </ul>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業基本法の改正（平成 13 年 6 月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、当該要件の変更については、所有者等からの申請が必要である。保安林面積全体の約 9 割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、変更に多大な時間・手間を要しているとの指摘がある。したがって、国による一括した要件緩和や届出制の導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha 当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）など、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。</li> </ul>
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法の改正に伴う措置として指定施業要件の変更を行うにあたっては、民有林においては都道府県知事が変更に必要な保安林の調査を行った上で申請することとしており、必ずしも森林所有者からの申請は必要とはしていないところ。</li> <li>・ 指定施業要件については、保安林における適切な施業を確保するため、伐採方法や植栽方法に関する制限を定めており、憲法 29 条に定められた私有財産権に影響を与えることを踏まえ、</li> </ul>



	<p>個々の保安林の状況に応じて必要最小限を旨としているところ。このため、属地毎に保安林の指定目的の達成に必要な最小限の規制となるよう、地況林況に基づく慎重な審査が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、指定施業要件を変更する場合には、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を設けており、届出制とした場合には、こうした受益者と制約を受ける者の双方の意見が十分に反映される機会を失うこととなり、権利関係を巡る要請が多様化している中で届出制を設けることは手続保障の観点から懸念がある。</li> <li>・ こうした保安林の機能の確保や規制内容の調整に努める一方で、手続きの簡素化については、都道府県による円滑な見直しが進むよう、複数の保安林をまとめて手続きできる調書とし、添付書類についても省略化するとともに、指定施業要件変更の告示についても、一度に一括して告示できる様式とし、現状においてすでに可能な限りの手続きの簡素化を行っているところ。</li> </ul>
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定施業要件は、個々の保安林の状況に応じて適切な施業を確保する一方、憲法第 29 条に定められた私有財産権に直接影響を与えるものであることから、属地毎の慎重な審査を必要とし、国による一括した変更は、保安林の機能に支障を来す必要以上の変更につながるおそれもあり困難。また、届出制を導入した場合には、保安林の機能を確保するための属地毎の審査が行われないうえ、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を奪い、届出者による一方的な手続きとなること</li> </ul>

		から、手続保障の観点から懸念がある。
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業基本法の改正（平成 13 年 6 月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、緩和後の要件を適用させようとする保安林については、個別に都道府県・所有者等からの申請が必要である。</li> <li>・ 緩和後の要件を適用させようとする場合、保安林面積全体の約 9 割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、手続きに多大な時間・手間を要しているとの指摘がある。また、都道府県が事務手続きを行う場合、手続きに膨大な時間を要することがある。</li> <li>・ 私有財産権への制約は必要最小限であるべきであるところ、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合については届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（h a 当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。</li> </ul>
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の保安林制度では、当該手続きに多大な時間・手間がかかる。手続きを簡素化することで、行政職員の業務量・人件費を大幅に縮減できるものと思われる。</li> <li>・ 保安林伐採後の植栽について、地域によっては元の樹種（スギ・ヒノキ等）の植栽を義務付けている箇所がある。このような山林が奥地で林業に適さない場合、広葉樹にもどすべきであるが、樹種を変更する手続きには大変手間がかかる。</li> </ul>

削除: 及び

	<p>るので相当の期間（数年間）が必要との指摘がある。奥地山林の広葉樹林化が進められるなか、国に対する手続きの簡素化または国の通達などにより一括して緩和後の要件を適用し、政策の整合性を図るべきである。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業基本法の改正（平成 13 年 6 月）に伴い、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合には、届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（h a 当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。【平成 23 年中措置】</li> </ul>

【農林・地域活性化 農林 24】

事項名	林業経営にかかる許認可・届出等の簡素化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。</li> <li>・ 自然公園内の特別地域において、木竹を伐採する場合には、国立公園では環境大臣の、国定公園及び都道府県立自然公園では都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第 34 条の 3 第 1 項、第 34 条第 1 項第 9 号、森林法施行規則第 22 条の 14 の 3 第 1 項、第 22 条の 8 第 2 項</li> <li>・ 自然公園法第 20 条第 3 項、自然公園法施行規則第 11 条第 12 条第 15 号、第 22 号の 3、第 26 号、第 26 号の 5、第 27 号の 4、第 29 号の 3、第 29 号の 5、第 29 号の 19、第 31 号等（都道府県立自然公園は条例）</li> </ul>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが煩雑であるとの指摘がある。したがって、森林施業計画（※）を活用することにより、助成を含めた計画・許認可・届出の一体的な運営を図る制度を導入すべき。</li> </ul> <p>※森林施業計画は、森林法に基づき、森林所有者が作成し、市町村に認定を求められることができる制度。森林所有者は具体的な伐採や造林、保育にかかる計画を作成する。</p>

担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<p>【農林水産省（林野庁）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林制度における伐採許可、作業許可は、各保安林の指定目的に即して期待する保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う必要不可分の規制措置であり、それぞれの保安林の置かれた状況を十分に踏まえ、その可否を適正に判断することとしている。例えば、作業許可についてみると、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の各観点から、詳細な内容について審査を行い、保安林の指定目的に即して保安機能を十全に発揮する上での支障を具体的に検討し、許可の可否を審査することとなる。</li> <li>・ 他方、御指摘の森林施業計画制度は、計画的かつ合理的な森林施業の推進の観点から、森林所有者の発意により森林施業に関する5カ年の計画を作成し、市町村森林整備計画に適合するか否かを審査すること等を主な内容としており、両者の関係は、およそ制度の趣旨・目的が異なるとともに、前者が規制制度の下で永続的に運用される一方、後者は所有者の発意で短期的に終了することも内包されている。</li> <li>・ 森林施業計画に保安林制度の規制措置等を一体的に取り扱うべきとの指摘については、上述したとおり、異なる制度の趣旨・目的の下、許可に当たっての審査内容が全く異なるものである。仮に、こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をすとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備することは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。</li> <li>・ 加えて、森林施業計画の認定対象森林と、保</li> </ul>
---------	---------------	---

	<p>安林に指定されている対象森林との重複は無関係であり、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能である。結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、その面での行政上の非効率が発生することが不可避となり、行政のスリム化が求められる中で、実現が困難であると考える。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法は優れた自然の風景地を保護すること等を目的としている一方、森林法はそれを目的としていないことから、森林施業計画が認定された場合であっても、風致景観上の問題のある伐採がされるおそれ等も考えられる。したがって、目的の異なる森林法との一体的な運営による許可等を行うことは適切でない。</li> <li>・ ただし、間伐、造林、下刈、つる切り等の林業経営のために行われる日常の森林の管理については、自然公園法においては許可は不要としており、風致景観へ甚大な影響を及ぼすおそれのある行為のみを規制する等、林業経営に対する手続き簡素化への配慮を既に行っている。</li> </ul>
<p><b>【対応可能性のある場合】</b> 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
<p><b>【対応困難とする場合】</b> 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p><b>【農林水産省（林野庁）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林制度は、保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う規制措置であるのに対し、森林施業計画は森林所有者の発意により森林施業に関する5カ年の計画を作成するものであり、上記制度は趣旨・目的が全く異なる。</li> <li>・ こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をすとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備するこ</li> </ul>

		<p>とは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さらに、これら制度の対象森林は重複関係がなく、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能であり、結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、行政上の非効率が発生することから実現が困難であると考え。</li> </ul> <p><b>【環境省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のとおり、森林法と一体的な運営による許可等を行うことは、優れた自然の風景地を保護するという自然公園法の目的の達成に支障を生じるおそれがあるため適当でない。</li> <li>ただし、上記のとおり、日常的な森林管理については既に許可は不要となっている。</li> </ul>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが重複する部分があるとの指摘がある。</li> <li>林野庁関連の許認可・届出については、保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、同様に伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。これらは同じ様な書類が多いうえに、伐採立木の本数まで記載しなければならないなど、必要があると考えにくい記載まで要求されているとの指摘がある。</li> <li>一方、環境省関連の許認可・届出については、国立公園・県立公園（特別2種または3種）で保安林指定がされている地域については、公園を管理する窓口と保安林を管理する窓口に許</li> </ul>

	<p>可申請を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続きの一元化・簡素化は制度の一体的な運営を意味しているものではない。申請書類の統合・窓口の一本化等により、森林所有者の負担軽減と行政事務の効率化を念頭に置くものである。制度目的が異なるものについては、受付が困難であるところ、例えば、保安林に関する手続きの申請書類を統合（申請に関係しない項目は空白で対応）することにより、申請書は1枚で済み、申請者にはわかりやすく、同様の書類を2箇所提出する負担の軽減につながり、一方、行政は手続きもれ等を防ぐことができる。</li> <li>・ したがって、森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の森林を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業関係の事務提出書類の煩雑さについては、システムを開発して1箇所ですべて完了する方向の検討が必要である。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の森林を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。【平成23年中措置】</li> </ul>

削除: 立木

削除: 立木



【農林・地域活性化 農林 26】

事項名	林業用種苗の見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業種苗法においては、一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定している。</li> <li>・ 都道府県においては、林業用樹苗標準価格調整会議等にて、標準価格を決定している等、硬直的な価格となっている。</li> <li>・ 国は都道府県に対し、造林等の森林整備事業に要する費用の一部を補助すると規定している。 (h a 当たり植栽本数は都道府県の独自規定)</li> <li>・ 林業種苗法第 24 条、林業種苗法施行規則第 29 条</li> <li>・ 農林省告示「林業種苗法第 24 条第 1 項の規程に基づく農林水産大臣が指定する種苗の配布区域」(昭和 46 年農林省告示第 179 号)</li> </ul>
改革の方向性 (当初案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種苗については、①種苗配布区域が定められ、地域間移動が行えない。②林業用樹苗標準価格調整会議等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されている。③造林補助事業の対象となる h a 当たり植栽本数が 2,000~3,000 本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な 1,000 本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できない。との指摘がある。</li> <li>・ したがって、種苗配布区域の規制緩和、種苗生産にかかる民間開放の促進及び造林補助事業の対象拡大を行うべきである。</li> </ul>

担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①樹木には、産地・系統によってその生育に適した環境条件を備えた一定の地域が存在しており、不成績造林地の発生や諸被害の発生を防止し、造林の適正かつ円滑な推進を図ることを目的として、農林水産大臣は林業用種苗の配布区域を指定することができる（林業種苗法第24条第1項）とされている。造林する種苗の選択いかんでは、将来の森林の健全性に取り返しのつかない影響を及ぼすものであることから、配布区域の指定の必要性に変わりはないと考えている。</li> <li>・ ②林業用種苗価格は、市場において価格形成されている。なお、都道府県に設置される林業用優良種苗需給調整会議で標準価格を決定するとの指摘については、このような誤解を受けることのないよう都道府県に対し助言等を行っていく考え。</li> <li>・ また、造林補助事業は、森林造成のために行う必要な施業について補助するものであり、苗木の植栽に係る補助において都道府県が、地域の自然的条件に適合した優良な苗木の利用を確保する観点から補助の要件を設定している場合もあるが、造林補助金の交付に当たって公正な競争の阻害となるような要件は設けていない。</li> <li>・ ③造林補助事業の要件として植栽本数について限定しておらず、健全な森林を確実に達成する観点から地域の自然条件や技術的知見等に基づいた植栽本数であれば補助対象としていることから、植栽本数の低減による低コスト造林への取組などの多様な森林整備に向けた対応も可能と考えている。</li> <li>・ したがって、種苗配布区域は造林の適正かつ円滑な推進に必要なものであり、また、種苗生産の民間開放の促進や造林補助事業の対象拡大は該当しないものとする。</li> </ul>
---------	---------------	---

<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業用種苗の配布区域を廃止した場合には、造林する種苗の選択の失敗から、不成績造林地や諸被害が発生することとなり、将来の森林の健全性に取り返しの付かない影響を及ぼし、造林の適正かつ円滑な推進に支障を来すこととなる。また、林業用種苗価格の決定については、都道府県や林業用優良種苗生産需給調整会議が行っているような誤解を受けないよう指導を徹底（平成 22 年度末までに措置予定）。</li> <li>・ 都道府県に対し、以下の点について指導を徹底（平成 22 年度末までに措置予定）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①補助対象とする苗木に要件を課す場合には、地域の自然的条件等を踏まえた適切な森林造成の観点から必要最小限のものとし、例えば民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないこと</li> <li>・ ②全国森林計画（平成 20 年 10 月 21 日閣議決定）において「効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。」とされていることを踏まえ、造林の低コスト化や地域の創意工夫等に資する多様な植栽方法・植栽本数等に応じた標準単価の設定を進めること。ただし、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性や材質への影響等の技術的知見の蓄積等、対外的に説明のつく根拠を準備すること。</li> </ul> </li> </ul>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①林業種苗法においては、農林水産大臣は一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定しているが、地域が分</li> </ul>

かれているため、例えば九州で植えることのできた苗木が四国では植えられない。温暖化に伴い、九州の苗木を四国で植えても十分に生長するとの指摘もあるが、当該区域は昭和47年以降見直しされておらず、気候変動に対応しているとは言い難い。したがって、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきである。

- ②林業種苗の価格については、林業用樹苗標準価格調整会議（「調整会議」）等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されているとの指摘がある。林野庁においては、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、早急に指導を徹底すべきである。また、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、本件についても早急に対応し、公正な競争条件の確保に努めるべきである。
- ③造林補助事業の対象となるha当たり植栽本数については、地域によっては2,000～3,000本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な1,000本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できないとの指摘がある。したがって、植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。

削除: リ

削除: 農林水産省 (

削除: )

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苗木については、実質的に都道府県の林業種苗組合を通したのしか購入することができない。ある程度の面積の植林を行おうとする場合、供給が不足し、供給を待つ状況になる。</li> <li>・ 企業が技術開発した苗木については指定苗木ではないため、造林補助金の対象とはならないとの指摘がある。(一部地方自治体では苗木の大きさが適合すれば対象となる場合もある。)</li> <li>・ 植栽本数を少なくすることにより、主伐までの期間が短くなり、コスト面で外国産材に対して優位に立つことが可能となるのではないか。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業種苗法における種苗の配布区域について、事業者の選択肢を拡大する観点から、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、配布区域を2～3に簡素化するなど、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきである。【平成23年中措置】</li> <li>・ 林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底すべきである。【平成23年度上期中措置】</li> <li>・ 併せて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努めるべきである。【平成23年度上期中措置】</li> <li>・ 植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。【平成23年度上期中措置】</li> </ul>

削除: 者

【農林・地域活性化 農林 27】

事項名	森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣、都道府県知事または市町村長は、当該職員に、実地調査等（測量・標識の建設・立木竹の伐採）を行わせることができると規定している。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林法第 188 条第 2 項</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や地方自治体の森林計画の策定・実施のため、民間事業者が業務委託を受け、森林の資源・境界調査を行い森林情報の整備を行っているところ、森林法においては、行政庁の職員にのみ立入調査を認めているため、民間事業者は業務受託をした場合でも、他人の森林を避けて大幅な回り道をするなど、非効率な調査を行わなければならない。</li> <li>したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。</li> </ul>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行うための措置について、所要の法改正を今後検討する。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。</li> </ul>
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法は、国や地方自治体に森林の整備及び保全に関する目標等につき、地域森林計画・市町村森林整備計画等（「森林計画等」）を策定するよう求めているところ。国や地方自治体は、森林計画等の策定・実施のため、森林の資源調査や境界調査、生物多様性の保全に関する調査等を行って森林情報を整備しており、当該調査には国や地方自治体の職員だけでなく、業務委託を受けた民間事業者も従事するようになっている。</li> <li>・ 一方、森林法第 188 条第 2 項では、国や地方自治体の長は、法律の施行上必要があるときは「当該職員」に他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行わせることができる、と定めているが、業務委託を受けた民間事業者はこれに含まれていない。</li> <li>・ このため、国や地方自治体から業務委託を受けた民間事業者は、他人の森林を避けて大幅な回り道をしたり、調査対象の森林に辿り着くことができずに離れた所から双眼鏡等を使って調査したりせざるを得ないといった事態が生じ、森林情報の整備に大きな障害となるとともに、民間への業務委託による行政のスリム化をも妨げている。</li> <li>・ なお、測量法では「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」に、道路法では「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者」に、法律上必要がある時は、一定の要件の下で他人の土地に立ち入ることを認めている（測量法第 15 条、道路法第 66 条）。</li> <li>・ したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。</li> </ul>
-----------------------	---

<p>具体例、経済効果等</p>	<p>—</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林情報の整備を促進する観点から、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう、森林法を改正すべきである。【平成 23 年度中措置】</li> </ul>



【農林・地域活性化 農林 28】

<p>事項名</p>	<p>森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払い方法の改善</p>				
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の造林補助金は、森林所有者の県への申請事務を森林組合が代行していることが多い。また、森林組合と共同森林施業計画を作成している例も多い。これらの場合、実態として補助金は森林組合の口座に支払われ、森林組合に施業委託せざるを得ない状況となっている。</li> <li>・ なお、森林組合は作業班による作業経費を控除して清算し、補助金との差額については森林組合の清算書により納付することになる。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第 193 条、森林法施行令第 12 条</li> <li>・ 但し、補助金・交付金についての交付先口座は法令で規定されたものではないので、健全な林業事業体育成の観点から対処することになる。</li> </ul>				
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっており、今後、補助金の支払先は森林施業計画（将来は森林経営計画）の作成者となる方向である。しかし、健全な競争を促進する観点から、直接支払いの補助金の交付窓口は、所有者本人の口座に限定すべきである。</li> </ul>				
<p>担当府省の回答</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="225 1361 517 1711" style="width: 20%;"> <p>上記改革の方向性への考え方</p> </td> <td data-bbox="517 1361 1114 1711"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「森林管理・環境保全直接支払制度」では、個々バラバラの森林施業を行う者に対して網羅的に支援する制度を抜本的に見直し、責任をもって森林施業を行う者を対象として、都道府県を通じて直接補助金を支払うこととしている。なお、本制度においても、森林所有者が自ら責任をもって施業を行う場合は、都道府県を通じて森林所有者に直接補助金が支払われることとなる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1711 517 1818"> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> </td> <td data-bbox="517 1711 1114 1818"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「森林管理・環境保全直接支払制度」では、個々バラバラの森林施業を行う者に対して網羅的に支援する制度を抜本的に見直し、責任をもって森林施業を行う者を対象として、都道府県を通じて直接補助金を支払うこととしている。なお、本制度においても、森林所有者が自ら責任をもって施業を行う場合は、都道府県を通じて森林所有者に直接補助金が支払われることとなる。</li> </ul>	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「森林管理・環境保全直接支払制度」では、個々バラバラの森林施業を行う者に対して網羅的に支援する制度を抜本的に見直し、責任をもって森林施業を行う者を対象として、都道府県を通じて直接補助金を支払うこととしている。なお、本制度においても、森林所有者が自ら責任をもって施業を行う場合は、都道府県を通じて森林所有者に直接補助金が支払われることとなる。</li> </ul>				
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>				

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮に、補助金の交付対象を所有者本人に限定する 場合、補助金の受領者と補助事業の執行に責任を 負う者とが異なる場合が生じ、補助事業の適正な 執行が困難となる恐れがある。</li> </ul>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境 保全直接支払制度が創設されることになって おり、今後、補助金の支払先は森林施業計画（将 来は森林経営計画）の作成者となる方向であ る。</li> <li>計画を作成する一方で作業班を持つ森林組合 を交付金の支払先とした場合、森林組合による 事業の抱え込みが生じ、他の林業事業者との公 平な競争環境の確保及び効率的かつ質の確保 された林業事業者の育成や新規参入の促進に つながらない恐れがある。</li> <li>したがって、当該制度導入後の事業者間の公正 な競争を確保する観点から、直接支払いの補助 金の交付窓口について、所有者本人が施業の責 任を持つ場合には所有者本人の口座に直接入金 し、そのうえで所有者が事業者を選択し、施 業委託を可能とする制度とすべきである。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>二</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林管理・環境保全直接支払制度導入後の事業 者間の公正な競争を確保する観点から、所有者 が施業を委託する事業者を自由に選択できる よう、直接支払いの補助金の交付窓口につい て、所有者本人が施業の責任を持つ場合には、 所有者本人の口座に直接入金する制度（補助金 受取の委任・受任は認めない）とすべきである。 【平成 23 年度第 1 四半期までに措置】</li> </ul>

削除：・

削除：のうえ

【農林・地域活性化 農林 29】

事項名	森林集約化等の円滑な推進
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業再生プランの具体化に向けた改革の方向では、森林集約化や効率的な施業等を推進するため、現在の森林施業計画制度を森林経営計画制度に変更することが予定されている。この森林経営計画制度では、多くの森林所有者を取り纏めて林班又は複数林班単位に作成することを原則としているが、特例として規模の大きい経営体については、経営体単独（複数経営体の共同では不可）でも作成できることとする方向にある。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第 11 条～第 19 条、森林法施行令第 3 条</li> </ul>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。</li> </ul>
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林施業計画の改正の具体的内容については、検討中である。</li> </ul> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。</li> </ul>

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。</li> <li>・ しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共同所有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。</li> <li>・ したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模の大きい経営体による特例計画について、個人所有であれば、①過去の相続で、親子共有、親族の分割所有といった形態が一般化しており、現に一体的な経営管理をしている例が多いが、特例計画での共同作成を認めなければ経営管理の分割につながる。②今後、法人・個人を問わず、規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を指向することは今後、大きく推奨すべきことである。</li> <li>・ 一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めることは、林業再生に極めて有効なものであり、経営の効率化とともに、共同出荷等で国産材の流通の合理化にもつながる。</li> </ul>

削除：共有

改革案	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、共有又は一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。【平成23年度中措置】</li></ul>
-----	--

【農林・地域活性化 農林 30】

事項名	森林・林業再生プランの円滑な推進
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業再生プランは「今後 10 年間を用途とした路網の整備、施業の集約化及び必要な人材育成による体制を構築する。」としている。</li> <li>・ 平成 22 年度概算決定では、「森林整備事業は、平成 24 年度までに段階的に集約化施業に転換する。」「集約化施業の取組みが平成 23 年度末までにすべての私有林をカバーできる体制を構築」とされている。</li> <li>・ 平成 23 年度概算要求・要望では、施業集約化に限定した予算が公表されている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt; —</p>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成 23 年度当初予算の対応ができない。（この場合は事業期間が短くなる。）また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。</li> <li>・ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。</li> </ul>
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策転換の内容については、工程表も含めて早急に公表するとともに、説明会等を開催し、地方公共団体等へ周知を図る。</li> </ul> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 月中に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」（最終取りまとめ）を公表予定</li> </ul>

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成23年度当初予算の対応ができない。(この場合は事業期間が短くなる。)また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。</li> <li>・ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>—</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業再生プランの円滑な推進を図る観点から、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。【平成22年度中措置】</li> </ul>

【農林・地域活性化 農林 31】

事項名	森林所有者の責務の明確化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、森林所有者に義務付けられている。</li> <li>＜根拠法令＞</li> <li>・ 森林・林業基本法第9条に「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されること旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されている。</li> <li>・ 森林法では、市町村森林整備計画による要間伐森林のリストアップ、施業の勧告、都道府県知事の調停、裁定の申請などが規定されている。</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。</li> </ul>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業基本法第9条においては、森林所有者等の責務として、「森林の所有又は森林を使用収益する権原を有する者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」との規定を設けたうえで、これを体現するために森林法において、林地開発の許可制、保安林に対する伐採等の規制、保安林以外の森林についての伐採の届出制、間伐が必要な森林についての施業代行制度等を措置することで、森林を森林として維持することを含め、適正な施業管理の確保を図っているところ。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者が不明である場合を含め、適正な施業を確保するための対応を強化する観点から、平成23年通常国会への提出を検討している森林</li> </ul>



		法改正法案においてどのような措置を講じ得るか検討。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ ー
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により義務付けられている。</li> <li>・ 森林・林業基本法には、「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されているが、間伐の適正な実施、大規模な皆伐の防止及び伐採後の植林にかかる義務などの森林整備に関する規定がない。</li> <li>・ したがって、森林法等で森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。</li> </ul>
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保することが求められる。</li> <li>・ 施業集約化に限定した森林整備とする方針を示した以上、森林所有者の義務を明確に示すことが大切である。</li> </ul>
改革案		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保するために、森林法等で森林所有者の義務を明確にすべきである。【平成 23 年度中措置】</li> </ul>

【農林・地域活性化 農林 32】

事項名	森林簿等の整備・民間利用の促進
<p>規制・制度の概要</p>	<p>&lt;森林簿等の整備の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続等の登記が進まない現状があり、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられているとともに、森林簿の情報更新が適時に行われないなど、路網整備等の計画策定時に手間取ることが多い。</li> </ul> <p>&lt;森林簿等の民間利用の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林簿及び森林計画図（「森林簿等」）は、施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要があり、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示している。このため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法第 22 条</li> </ul> <p>【消費者庁コメント（個人情報の保護に関する法律について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）は、一定の民間の事業者に対して、個人情報を取扱うに当たっての義務を課している法律であり、固定資産税データの提供等のための規定の整備等の問題は、法の範囲外の問題である。</li> </ul>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>&lt;森林簿等の整備の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税義務者の確認には地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第 191 条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままである。</li> <li>・ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。</li> </ul> <p>&lt;森林簿等の民間利用の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的・戦略的な施業集約を進めるため、一定の条件を満たした林業事業者には、森林所有者との施業委託契約の締結の有無に関わらず開示するなど、森林簿・森林計画図の民間利用を促進すべきである。</li> </ul>
<p>担 当 府 省 の 回 答</p> <p>上記改革の方向性への 考え方</p>	<p>【農林水産省（林野庁）】</p> <p>&lt;森林簿等の整備の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林簿を法定化することは、地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳があるにもかかわらず、森林に特化して新たな個人情報に関する法定台帳を作成するといった特定分野のみを対象とした国民の財産権への関与の強化の弊害と法律上の効果とのバランスや法定台帳として整備することに伴い都道府県の労力、費用、行政責任が著しく増大すること等の問題があり、慎重に検討することが必要であり容易な問題ではない。</li> <li>・ しかしながら、所有不明森林が計画的な路網整備や間伐を推進する上で支障となることから、まずはその解消に努めていく考え。</li> </ul> <p>&lt;森林簿等の民間利用の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林簿及び森林基本図の情報管理権限は都道府県にあり、特に個人情報が含まれることから各都道府県の個人情報保護条例に従って適</li> </ul>

	<p>切に扱われる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林施業の集約化のため森林情報を活用することは重要と認識しており、林野庁では、「規制改革推進のための3カ年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に基づき、要望に応じて森林簿及び森林基本図が林業経営者や林業事業体に開示されるよう都道府県への助言を行っているところである。</li> <li>・ さらに、平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において平成22年度中に意欲や能力のある事業体に対し森林簿及び森林計画図が開示されるよう助言を行うこととされ、平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」に基づき時期を前倒しし、平成22年12月中に都道府県に対し、助言を行う予定である。このように、森林簿・森林計画図の民間利用について適切に対応しているところである。</li> </ul> <p>【総務省】</p> <p>&lt;森林簿等の整備の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であり、現実的な対応としては、地方公共団体から要請があり、資産所在の市町村長が行政上必要なものと認めた場合には、所有者の意向を確認することにより対応可能である。</li> <li>・ また、地番等の不動産登記簿に記載されている事項については、何人も知ることができ、秘密に該当しないものであることから、提供することは可能である。</li> </ul>
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>【農林水産省（林野庁）】</p> <p>&lt;森林簿等の整備の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、所有不明森林を含め、間伐を促進するための措置や、路網整備のため土地の使用を可能</li> </ul>

	<p>とするための手続きの改善について、森林法の改正を行うことを検討しているところ。</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【農林水産省（林野庁）】 ＜森林簿等の民間利用の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が保有する森林簿等の個人情報を含む情報を公開するという措置については、個人情報保護条例の在り方及び運用に関わる事項であり、個人情報保護制度の所管省庁において、検討が行われるべきである。</li> </ul> <p>なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の参考資料に、今後規制・制度改革に関する分科会で引き続き検討する事項として、「民間事業者による行政情報の利用・活用」があげられている。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査が未了の山林が多いうえに、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられていることから、地方自治体が森林に関する情報を適時に収集できないなど、森林の実態把握や整備等に関する計画の策定時に手間取ることが多い</li> <li>納税義務者の確認については、<u>地方税法第22条により情報の提供が禁止されており</u>、地方自治体が森林簿等に反映させるために情報を知りうるためには、<u>法的根拠が必要とされているところ</u>。なお、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報の提供をうけることは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは現実的ではない。一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第191条により<u>規定されている地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立にあたって活用されているが、法的発出根拠が不明朗のままである</u>。</li> <li>また、森林簿等は、林業施業者等の施業計画</li> </ul>

削除: を義務づけられ

	<p>の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要があり、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示しているため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、森林簿をきちんと整備し、適切に施業を行う林業事業者等に公開することは、国土保全に資するものである。</li> <li>・ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者との施業委託契約の締結未了の時点で森林所在地・所有者等の情報が円滑に入手できなければ、民間林業事業者は施業集約に向けた森林所有者との交渉にすら入れない。</li> <li>・ 森林法の改正(H14 年度施行)により森林施業計画の作成主体に森林組合以外の民間林業者等も位置付けたのであれば、民間事業者(特に森林組合以外)が参入し施業集約を行うための、森林簿等情報が民間林業者に提供される制度設計が不可欠。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び</li> </ul>

	<p>中長期の対策を講じるべきである。【平成 23 年度中措置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。【平成 23 年度中措置】</li><li></li></ul>
--	---

【農林・地域活性化 農林 33】

<p>事項名</p>	<p>京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成に向けた措置拡充</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都議定書の第 1 約束期間の終期である平成 24 年度までの集中的な間伐等の実施の促進を図るため、市町村特定間伐等促進計画作成による優遇措置が講じられているが、国の事業再編により、森林整備事業（造林補助）が平成 23 年度に廃止されるため、現状の間伐実施量を確保することは困難となる。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 5 条</li> </ul>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。</li> </ul>
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度より、面的なまとまりをもって搬出間伐等の森林施業を実施する者を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入することとしている。</li> <li>・ 新成長戦略に位置付けられている「木材自給率 50%以上に向上させることを目指す」ためには、効率的な搬出間伐を積極的に推進していくことが不可欠。</li> <li>・ 本制度においては、施業集約化に必要な境界確認活動等についての支援も一体的に行うこととしており、これらを活用することにより、同制度の中の「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐を実施し、森林吸収量の確保に必要な間伐実施量の確保を図って行く考え。</li> </ul>



<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ー</li> </ul>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集約化をせずに、個々バラバラの伐り捨て間伐を支援する従来の事業を継続すれば、次回間伐が必要となる10年後も同じことの繰り返しとなり林業の再生が図られない。</li> </ul>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成23年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施業集約化への移行期間における間伐実施が確保される。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐について、早急な対応が困難な地域においては、移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させるための措置を講じるべきである。 【平成23年度第1四半期中措置】</li> </ul>